

岡崎市建設工事等の入札における質問回答取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡崎市一般競争入札実施要綱、岡崎市指名競争入札実施要綱、岡崎市電子入札実施要領及び岡崎市建設工事等入札事務処理要領に定めるもののほか、岡崎市が発注する入札案件（以下「入札案件」という。）に関する質問回答について、必要事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この要領は、総務部契約課で実施する電子入札案件のうち、次の各号に該当するものの入札について適用する。

- (1) 建設工事
- (2) 建設工事に係る、設計業務、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務（以下「設計業務等」という。）
- (3) (2)以外の、役務の提供を主たる目的とする業務（以下「役務業務」という。）
- (4) 賃貸借

(質問の提出方法)

第3条 公告中の入札案件に参加を希望する者又は指名通知を受けた者（以下「入札参加者」という。）が当該案件の設計図書等について質問を行う場合は、質問書（様式第1号）を持参又はE-mailにより総務部契約課窓口提出しなければならない。ただし、建設工事に係る現場説明を行う場合は、岡崎市工事施行事務取扱要領第8条及び本要領第10条による。

(質問の提出期間)

第4条 入札参加者が質問書を提出することが可能な期間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 一般競争入札の場合は、公告日から参加申込期間最終日を基準として総務部契約課長が定めた日の17時まで
 - (2) 指名競争入札の場合は、指名通知日から入札書受付開始日の属する週の月曜日（その日が岡崎市の休日を定める条例（平成元年岡崎市条例第34号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）の場合は、その前日）を基準として総務部契約課長が定めた日の17時まで
- 2 前項の規定にかかわらず、入札案件の内容及び入札方式等によっては、その期間を変更して発注を行うことができる。
- 3 前2項の期間については、入札の公告及び指名通知に記載するものとする。

(回答の作成依頼)

第5条 総務部契約課長は、質問書の提出を受け付けた場合は、速やかに、回答作成依頼書（様式第3号）を工事又は業務（以下「工事等」という）担当課へ通知し、当該質問書に関する回答の作成を依頼するものとする。

(回答の作成)

第6条 工事等担当課長は、前条の依頼を受けた場合は、速やかに、質問回答書（様式第2号）を作成しなくてはならない。

（回答の提出）

第7条 工事等担当課長は、前条の質問回答書を作成したときは、総務部契約課長に質問回答書及び回答書（様式第4号）を提出するものとする。ただし、提出期限は当該案件の入札開始日前々日（その日が休日の場合は、その前日）までとする。

（回答の公開）

第8条 総務部契約課長は、前条の提出を受けたときは、提出を受けた日の翌日（その日が休日の場合はその翌日）までに、次の各号の規定に基づき質問回答書を公開するものとする。ただし、指名競争入札の場合は、入札参加者のみに公開するものとする。

(1) 建設工事及び設計業務等の入札にあつては、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）の入札情報サービスに公開する。

(2) 役務業務の入札にあつては、あいち電子調達共同システム（物品等）の電子入札システムに公開する。

（現場説明に対する質問回答）

第9条 工事担当課長は、岡崎市工事施行事務取扱要領第8条第3項に規定する現場説明に対する質問回答書を作成したときは、速やかに総務部契約課長に提出するものとする。

2 総務部契約課長は、前項の提出を受けたときは、提出を受けた日の翌日（その日が休日の場合は、その翌日）までに、前条の規定に基づき質問回答書を公開するものとする。

（その他）

第10条 入札参加者が、当該入札案件の公共の場所以外の現場の確認を希望する場合は、総務部契約課長窓口に現場確認申出書（様式第5号）を提出しなければならない。ただし、申出書の提出可能な期間は、第4条の規定に基づく入札の公告及び指名通知に記載の質問提出期間と同期間とする。

2 総務部契約課長は、現場確認申出書の提出を受け付けた場合は、速やかに、現場確認依頼書（様式第6号）を工事等担当課へ通知し、現場確認の案内等を依頼するものとする。

3 工事等担当課長は、前項の依頼を受けた場合は、当該入札参加者に対し現場確認の案内等を行わなければならない。ただし、やむを得ない事由により現場確認の実施が困難な場合は、この限りでない。

4 現場確認の実施期限は、当該案件の入札開始日前日（その日が休日の場合は、その前日）までとする。ただし、簡易型、標準型及び高度技術提案型総合評価落札方式の案件については、一般競争参加資格申請書提出期限の前日までとする。

第11条 入札案件に関する質問回答について、この要領に定めのない事項は都度定

める。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 18 日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札等に適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 7 月 1 日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札等に適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札に適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札に適用する。